

議 案 第 31 号

松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市民会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市民会館の使用料に関する規定等を整理し、利用者の利便性の向上を図るため。

松戸市民会館条例の一部を改正する条例

松戸市民会館条例（昭和44年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び別表第2」を削る。

第18条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1中

「

単位	夜間
	午後5時～午後9時
時間	円
1	270
1	430
1	270
1	270
1	210
1	210
1	860
1	270
1	540
1	540
1	320
1	210

「

夜間
午後5時～午後9時
円
270
430
270
270
210
210
860
270
540
540
320
210

」を

」に、

「

20人以上の団体	一般	30円
	中学生以下	無料
ア 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の使用料は、この表（1・2）に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。		
イ 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表（1・2）に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。		
ウ 前項の者がアに該当する場合の使用料は、アにおいて算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。		
エ 使用時間を超過して使用する場合のホール使用料は、1時間につき各使用料の2割に相当する額を加えた額とする。		
オ 冷房又は暖房施設を使用する場合のホール使用料は、各使用料に、1時間につき冷暖房施設使用料として1,080円を加えた額とする。		

」を

「

20人以上の団体	一般	30円
	中学生以下	無料
4 附属設備及び備品使用料		
市長が定める額		

備考

- 1 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の使用料（ホール使用料及び会議室等使用料に限る。）は、この表に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。
- 2 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料（ホール使用料及び会議室等使用料に限る。）は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 松戸市民以外の者が第1項に該当する場合の使用料は、同項において算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。
- 4 使用時間を超過して使用する場合のホール使用料は、超過時間1時間につき使用許可を受けた使用時間に係る使用料の1時間当たりの額に、その額の2割に相当する額を加えた額とする。

」に

改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。